



島 根 県 報

平成22年 8 月 20 日 (金)

号外 第 147 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を (人 事 課) 2
改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第58号）

1 規則の概要

補償の対象となる公務上の災害の範囲を改めることとした。（別表第1関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 8 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第58号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3号の(4)中「せん孔、タイプ、電話交換、電信等の」を「電子計算機への入力を反復して行う」に、「手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群」を「後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に改め、同表第4号の(8)中「(7)」を「(8)」に改め、同号中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

別表第1第6号の(1)中「の業務」の次に「、介護の業務」を加え、同表第7号の(9)中「肝血管肉しゅ」の次に「又は肝細胞がん」を加え、同号の(10)中「又は甲状腺がん」を「、甲状せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」に改め、同表中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

9 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

附 則

この規則は、公布の日から施行する。